

福井県の最低賃金が改定されました！

令和7年10月8日（水）より、福井県の最低賃金が改正され、福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

福井県最低賃金	時間額（ ）は改定前	効力発生日
	1,053円 (984円)	令和7年10月8日

▶お問い合わせ先 福井労働局 労働基準部 賃金室 (TEL) 0776-22-2691
 ▶賃金引上げにお悩みの方は、無料相談の「ふくい働き方改革推進支援センター」をご活用ください。
 ふくい働き方改革推進支援センター (TEL) 0120-14-4684

商工会の各種助成金 申請期限は令和8年2月27日です！ぜひご利用ください！

販路開拓支援事業助成金

坂井市商工会では、新たな販路開拓の取組みの経費の一部を助成することで、前向きな経営に取組む会員事業者の販路開拓を支援します。
 利用前に、最寄り商工会にて実施内容に関する事前確認を受けてください。

申請区分	一般型	グーペ連携型	展示会出展型
助成対象	広報費 展示会等出展費		
助成率	1/2以内 (1,000円未満切り捨て)		
対象期間	令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）		
助成上限	3万円	5万円	
その他	商工会会員向け無料HP（グーペ）を新たに作成し、当該HPと他広告媒体とを連携させて広告等を実施する取り組み 商品・サービスの周知や販売等を目的として、展示会等に出展する取組み（継続出展を除く）		

資格取得の経費の一部を助成します！（雇用者等能力向上推進事業助成金）

従業員等が業務に必要な資格を取得するための経費について、商工会が補助します。

▶対象者：
 ▶助成対象：従事する事業に直接必要となる公的資格取得に要した受験料、受講料、テキスト代
 ＊受講料は、講座の終了時に資格が付与されるものに限りです。
 ＊民間資格は助成対象外です。
 ＊普通自動車免許など対象外の資格もある為、まずは商工会各支所でご確認下さい。

▶対象例：事務員拡充の為の簿記試験の受験料、作業員拡充の為の小型移動式クレーン運転技能講習終了資格の受講料など

▶助成上限額：5万円（1事業者の上限）
 ▶助成率：3/4以内（1000円未満切り捨て）
 ▶対象期間：令和7年4月1日（火）～令和8年2月27日（金）

※予算に達し次第、終了いたします。

※いずれの助成金も商工会会員であり、令和7年度の坂井市商工会の会費が未納でない事業者のみ申請可能です。
 ※予算に達し次第、終了いたします。
 ※申請手続きについては、坂井市商工会ホームページのお知らせか商工会窓口にてご確認ください。



〔第180号〕

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
 三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
 TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
 春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
 TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
 丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
 TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

eye ふくい業務改善・賃上げ応援事業の案内

福井県では、最低賃金の過去最大の上げ幅での改定に伴い、国の業務改善助成金に県独自の上乗せを行うとともに、一定以上の賃上げを行う事業者に対し奨励金を支給することにより、賃上げを行いやすい環境を整備します。

令和7年度 国の「業務改善助成金」※に県独自の上乗せ

ふくい業務改善・賃上げ応援事業 (A)補助金

申請期限 令和8年 3月2日

国の「業務改善助成金」支給決定額の **1/5** を支給

補助対象者
 ○国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者
 令和7年4月1日～令和8年3月2日までの期間に国の「業務改善助成金」の交付決定を受けた事業者
 ○「社員ファースト企業」宣言の登録
 「賃金の引き上げ」の取り組みを含む宣言の登録が必要になります
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>
 ○「パートナーシップ構築宣言」の登録
<https://www.biz-partnership.jp/>

提出書類
 国の「業務改善助成金」の交付額確定および支給決定通知書の写し
 (A)支給申請書兼請求書(様式1)
 参考資料(様式2)
 その他添付書類※
 ※その他添付書類は県HPをご確認ください

手続きの流れ

国の業務改善助成金 (申請先:福井労働局) 申請 → 交付決定 → 事業実施 → 結果報告 → 支給

ふくい業務改善・賃上げ応援事業 (A)補助金 (申請先:福井県労働政策課) 申請 → 交付決定 → 事業実施 → 結果報告 → 支給

令和7年度 ふくい 業務改善・賃上げ応援事業 (B)奨励金

事業場内最低賃金を90円以上引き上げた場合
 対象となる労働者1人あたり **10万円** 最大 **100万円** 支給

支給対象 以下の条件をすべて満たす場合申請が可能です
 詳細は支給要綱をご確認ください

国の「業務改善助成金」の申請者
 令和7年4月1日～令和8年3月2日までの期間に交付決定通知を受けている事業者

「社員ファースト企業」宣言の登録
 「賃金の引き上げ」の取り組みを含む宣言の登録が必要になります
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/syainfirstsengen.html>

「パートナーシップ構築宣言」の登録
<https://www.biz-partnership.jp/>

申請期限 令和8年3月2日(月) 予算の範囲内で交付するため、申請期限までに募集を終了する場合があります

提出書類

申請時
 国の「業務改善助成金」の事業実施計画書の写し
 (B)支給申請書兼請求書(様式1)
 その他添付書類※
 ※その他添付書類については県HPをご確認ください

国の交付決定通知書受領後
 国の「業務改善助成金」の交付決定通知書の写し

賃金引上げ後
 賃金引上げによる改定後の就業規則
 賃金台帳(賃上げ後1か月)

手続きの流れ
 申請 → 交付決定 → 事業実施 → 結果報告 → 支給

交付要領や申請手続き方法につきましては、福井県ホームページ

(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoussien/r7chinage.html>)

または福井県産業労働部労働政策課 働き方改革グループ (TEL0776-20-0389) にてご確認ください。

**小規模事業者持続化補助金の第18回申請受付が始まりました！****●持続化補助金とは**

小規模事業者が直面する制度変更等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

対象経費 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

補助金額等

類型	一般型 通常枠	創業型
補助率	2/3	
補助上限	50万円	200万円
インボイス特例	インボイス特例要件を満たしている場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ	
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ	

募集期限とスケジュール

第18回受付締切：2025年11月28日（金）17：00

申請には計画書を確認した上で商工会にて発行する「事業支援計画書（様式4）」が必要となります。お早目に最寄りの商工会までご相談下さい。

申請の際には、公募要領をご確認の上、商工会へお早目の相談をお願いいたします。

申請方法や要件など詳細についてはホームページをご覧ください。

一般型・通常枠：https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/

創業型：<https://r6.jizokukahojokin.info/sogyo/>

申請書作成セミナーの開催

補助金採択に向けた事業計画書作成セミナーを開催します。

右のQRからお気軽にお申し込みください。

日時：10月27日（月）18：30～20：30

会場：坂井市商工会 本所

**そろそろ事業承継について考えてみませんか 事業承継個別相談会を開催します！**

後継者不在など課題も多い事業承継に対応するために、坂井市商工会では、事業承継無料個別相談会を開催します。福井県事業承継・引継ぎ支援センターの専門相談員が、親族内承継、従業員承継、第三者への事業譲渡やM&Aなど、事業承継に関するあらゆるご相談に対応します。相談無料・完全個別対応、秘密厳守です。

開催日時：令和7年11月19日（水）午後1時～午後4時

* 事前予約により時間を区切り、完全個別となります。

* 1事業者、1時間を1コマとします

開催場所：坂井市商工会 本所 〒919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄2-10-1

相談員：福井県事業承継・引継ぎ支援センター専門相談員

詳細については、同封の折込のチラシをご覧ください、お申し込みください！

**中小企業省力化補助金の募集が開始されます！**

当補助金は、業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する事業です。

【対象者】 中小企業者、小規模企業者・小規模事業者等

【基本要件】 (以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画を策定)

①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加

②給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上、又は1人当たり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加

③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

※その他の要件や賃金引上げ特例措置要件に関しては公募要領をご確認下さい。

【対象経費】 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

【補助率・補助上限額】

従業員規模	補助上限額	補助率
5人以下	750万円（1,000万円）	1/2
6～20人	1,500万円（2,000万円）	小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは 1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3
21～50人	3,000万円（4,000万円）	
51～100人	5,000万円（6,500万円）	
101人以上	8,000万円（1億円）	

※（）内は大幅賃上げ特例に係る補助上限額引き上げの特例を適用した場合

※申請受付開始以降のスケジュールや内容の詳細につきましては、中小企業省力化投資補助金特設HP (<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>) をご確認ください。（11月上旬申請受付開始、11月下旬申請締切予定）

**第2回米国関税措置対策補助金の募集が開始されました**

本事業は、関税措置による影響が見込まれる中小企業等を対象に、影響を最小限に抑えるための新たな販路開拓や新事業展開など収益力を向上させる取組みを支援するものです。

【対象者】 米国関税措置の影響を受けている、または受ける見込みがある県内事業者等

※令和6年9月までに創業し、決算を1回以上迎えていること

※主たる事業所（本店）が県外であり県内に支店がある事業者でも申請が可能

【補助対象事業】 米国関税の影響をふまえた自社の商品やサービス等の付加価値を高める取組み

【補助対象経費】 建物費、機械装置・システム構築費、専門家経費、原材料費、外注費、広報費、印刷製本費、研修費等

【申請期間】 令和7年10月1日（水）～令和7年10月31日（金）

【事業期間】 令和7年10月1日（水）～令和8年1月30日（金）

【補助限度額・補助率】 200万円（補助率2/3）

申請要件や申請書様式の詳細など、福井県商工会連合会HP (<https://www.shokokai-fukui.or.jp/>) よりご確認の上、最寄りの商工会本所・支所へご相談・ご申請ください。